

# 令和2年度事業計画書

更生保護法人 滋賀県更生保護事業協会

## 第1 事業運営の方針

滋賀県内における更生保護事業の充実発展のため、次の事項を重点に運営する。

- 1 大津保護観察所と連絡を密にして、保護司組織を始めとする更生保護関係団体と緊密に連携し、諸事業を行う。
- 2 地方公共団体及び賛助会員等の支援・協力体制を一層強固にするとともに、篤志者寄附等を募り、財政基盤の安定・確立に努める。
- 3 更生保護の諸活動を広く社会に知らせ、犯罪や非行のない社会を築くため、「社会を明るくする運動」を中心とした地域犯罪予防活動を積極的に推進する。
- 4 月刊誌「更生保護」や機関紙「更生保護びわこ」等の広報資料を広く関係者に配付し、更生保護思想の普及啓発に努める。
- 5 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行う。

## 第2 事業に関する事項

事業運営方針を達成するために、次の事業を行う。

- 1 一時保護事業
  - (1) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、金品を給与し、その自立更生を援助する。
  - (2) 刑務所出所者等に対する身元保証支援事業に係る就労支援事業を実施する。
- 2 連絡助成事業
  - (1) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成を行う。
  - (2) 更生保護事業を営む滋賀好善会に対する連絡、調整又は助成を行う。
  - (3) 更生保護事業を支えている次の民間協力組織に対する連絡、調整又は助成を行う。
    - ア 滋賀県更生保護女性連盟
    - イ 滋賀県 BBS 連盟

- ウ 滋賀県保護司会連合会湖友会
- エ その他

(4) 非行防止と犯罪予防及び更生保護思想の普及啓発を図るため、次の事業を行う。

ア 第70回「社会を明るくする運動」に対し協力・援助する。

イ 関係機関・団体及び賛助会員等に対し、機関紙「更生保護びわこ」、月刊誌「更生保護」、更生保護カレンダー、標語ポスター等の広報・啓発資料等を配付する。

(5) 更生保護関係機関・団体が実施する連絡協議会等の開催に協力する。

### 3 その他の事業

(1) 令和2年度に開催される滋賀県更生保護事業関係者顕彰式典に参加・協力・援助を行う。

(2) 当協会の事業進展のために功労のあった者に対する顕彰を行う。

(3) 関係機関・団体との連携強化と組織機能の充実を目指す。

(4) 財政基盤の安定・確立を図るため、新規賛助会員の開拓、篤志寄附者の発掘等に努める。

(5) 滋賀県地域再犯防止推進モデル事業を完了し、当該業務の効果検証を行う。

(6) 「滋賀県更生保護ネットワークセンター」の中核団体としての役割を担う。

(7) その他当協会の事業目的達成に必要と認められる事業を行う。